

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

船に乗っている間も親が役場に国民年金保険料を納付していたが、船の同僚から、船員保険に加入しているのだから国民年金に加入する必要はないと聞き、自分が役場へ出向いてやめる手続をした。社会保険事務所から、当時の保険料は還付されていると回答があったが、そういった記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料について現年度納付していたことは A 町（旧 B 町）の被保険者名簿で確認できるとともに、昭和 34 年から船員保険に加入しているとして被保険者資格が取消しされたことも確認できるが、納付済みの国民年金保険料の還付については確認できない。

また、被保険者資格が取消しされた申立期間については、船員保険加入期間のほか、国民年金に強制加入すべき期間も含まれていることから、被保険者資格の確認に関する行政の過誤がうかがわれる。

さらに、申立人は、保険料還付が行われた場合に保存される社会保険庁の国民年金被保険者台帳が無いことから、適切に還付処理が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 42 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 42 年 4 月まで
成人式が終わったら、国民年金に加入するように言われた。昭和 39 年ごろに A 町役場で手続きし、200 円から納付していた。
保険料は、ずっと自分で納めていたが、A 町役場へ持って行ったのか、集金に来たのか定かではない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 5 月の時点で、申立期間の一部は時効であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 42 年度国民年金印紙検認記録の 4 月欄には、「不要」の印が押されている。

また、申立人は昭和 39 年ごろ、国民年金に加入し、国民年金保険料の額が 200 円から納めていたと供述しているが、その当時の 35 歳未満の国民年金保険料は 100 円である一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 42 年 5 月時点での 35 歳未満の国民年金保険料は 200 円である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から55年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から55年7月まで
年金記録の照会をしたところ、昭和45年5月から55年7月までの期間の国民年金加入記録が確認できなかった。

申立期間当時は、母親が家計の管理を行っていたので分からないことが多いのですが、母親はすべての期間の国民年金保険料を納付しており、妻も婚姻後すぐに国民年金の手続きをしていますので、自分だけが国民年金に加入せず、保険料を納付していなかったとされることは納得できません。

母親は病気のため国民年金の加入手続及び保険料納付を確認できないことから、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び20歳前の期間を除きすべて厚生年金保険に加入しているものの、これまでに国民年金手帳記号番号の払出しが無く、国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付する機会が無いと考えられる上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

さらに、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の母親は病気のため国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は123か月と長期間である上、婚姻後の申立期間につ

いては、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の妻の記憶も曖昧^{あいまい}なため、納付状況等が不明であり、ほかに国民年金の加入手続及び保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から 62 年 3 月まで
私は、昭和 58 年 4 月 1 日から 62 年 3 月まで、A 株式会社勤務して
いました。

この度、厚生年金保険加入期間を確認したところ、昭和 59 年 3 月 1
日から 62 年 3 月までの記録がありません。

A 株式会社を退社したのは、昭和 62 年 3 月中旬で、すぐ次の会社に
入社しています。

厚生年金保険料は、昭和 62 年 3 月まで引かれていたので、再度の調
査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社正社員として昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月ま
での期間において通年勤務していたと主張しているが、当時の上司は
「4、5 年、季節雇用で勤務していた。除雪車の運転技術に優れていた。」と供述している。一方、雇用保険の記録上、申立人は申立期間の
うち夏期の 6 か月間加入し、特例一時金を受給することを 4 回繰り返して
いる。これらのことから、申立人の雇用形態は明らかではないが、当
該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、事業主は、既に会社を売却し、帳簿類、雇用台帳等の資料は処
分しており、申立人を昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 3 月 1 日まで臨
時雇用した記憶はあるが、その後のことは覚えていないとしている。

また、社会保険庁の職歴審査照会回答票（事業所名簿）の記録に整理番
号の欠番はなく、申立人の申立期間の記録も見当たらない。

さらに、B 国民健康保険組合（個人加入）に昭和 59 年 3 月 1 日から 62

年 3 月 31 日までの加入記録がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 9 日から 38 年 5 月ころまで

A 社会保険事務所で職歴を確認したところ、高校卒業後最初の勤務先である株式会社 B 商店での厚生年金加入期間が自分の記憶では、1 年数か月勤務したと思っていたが、社会保険事務所の記録では 1 か月となっており納得できません。37 年前の事で資料はありませんが、今一度よく調べて厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 B 商店に 1 年数か月勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、事業主は、関係書類は既に保存年数を経過したため廃棄処分しており、申立期間に係る事実は確認できないとしている。

さらに、申立人の複数の同僚からも、申立人が申立てどおりの期間に当該事業所に勤務していたとの証言は得られなかった。

加えて、申立人は該当事業所退職後に勤務した 2 事業所における厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しているものの、この脱退手当金請求期間に当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は算入されておらず、1 年以上勤務していたならば、請求漏れはないと推認できることから、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は相当短い期間と推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。